

鹿部 広報 じかへ

No. 16

発行 茅部郡鹿部村

村長 棟方健太郎

編集企画室

42. 11. 28

印刷所 三栄印刷所

鹿部飛行場で初飛行



かねてより工事中の鹿部飛行場の滑走路（940m 巾60m）が出来上り、11月3日、日本航空事業株式会社が初飛行を行ない、村長をはじめ、議会議員、村民が初飛行に試乗しました。

お
も
な
記
事

- ◎鹿部飛行場完成…………… 1
- ◎インフルエンザの予防…… 4～5
- ◎43年度道立自治講習所
講習生募集…………… 2
- ◎酒の消費量…………… 5
- ◎鹿部村知事表彰受ける…………… 2
- ◎漁業共済への加入を…………… 5
- ◎国民健康保険だより…………… 2
- ◎踏切では安全を確かめて…………… 5
- ◎社会のきまりを守ろう…………… 3
- ◎歳末たすけあいに協力しよう… 6
- ◎第19回人権週間にあたって…… 3
- ◎交通安全運動ポスター募集…… 6
- ◎住民基本台帳施行…………… 4
- ◎戸籍の窓口…………… 6
- ◎秋の全道火災予防運動結果…… 4

村人口と世帯

(42. 10. 31. 現在)

男 2, 340人

女 2, 388人

計 4, 728人

世帯数 943戸

昭和43年度

道立自治講習所講習生募集

昭和43年度講習生（第48期）を次のとおり募集することになりましたので、志願者は村役場総務課に御相談下さい。

1 募集人員 六十名
講習期間 一年

(昭和四十三年四月から
昭和四十四年三月迄)

3 受験資格

受験資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当し、昭和四十三年三月末日現在満十八才以上の心身ともに健全で、市町村長の推薦を受けた者。

(1) 地方公共団体職員として現に二年以上在職している者。

(2) 高等学校、もしくは旧制中学校を卒業し、またはこれと同等以上の学力があると認められる者で、将来市町村職員となろうとする者。

4 願書の提出と推薦手続

志願者は、次の書類を取りそろえて昭和四十二年十二月二十五日までに住所地又は勤務先の市町村長に提出すること。

なお、郵送の場合は、受付締切日の午後五時までの着信のものに限り受け付けます。

(1) 受験願 (二通提出)

(2) 身体検査書 (一通提出)

(3) 成績証明書 (卒業者につ

いては、最終学年一年間の

もの、卒業見込者は二学年

以降のものとする) 一通

(4) 写真 (正面上半身、無帽

無背景三・五×四・五)

一葉。

写真は、最近六ヶ月以内に

撮影したものとし、裏面に

氏名及び撮影年月日を明記

すること。

(5) 受験願用紙の請求

受験願用紙、身体検査書用

紙、募集要領は請求により

自治講習所において交付す

る。なお、郵便で請求する

場合は、十五円切手をはっ

て、あて先明記の返信用封

筒を必ず同封のうえ、受験

用と封皮に朱書して申込む

こと。

納税表彰式で

『鹿部村』

知事表彰受ける

11月1日札幌市日生ビルにおいて昭和42年度納税表彰式が挙行され、鹿部村が北海道納税表彰規定(5年以上村税、道税98%以上の町村)に該当となり「知事表彰」を受けた。

国民健康保険

最近とくに交通事故、その

他の第三者による疾病、負傷

が多くなっていますが、国民

健康保険法からいって、疾

病、負傷が第三者によって生

じた場合の費用は、当然第三

者が全額負担すべきものとさ

れています。

(国民健康保険で負担すべき

ものでないということです)

したがって国民健康保険で

受診したときは村で負担した

分(七割)は加害者から返還

してもらふこととなります。

(はじめから加害者が全部費

用をもって国保を使わないと

きは問題はありません)

又故意の犯罪行為による疾

病、負傷は給付しませんし、

斗争(けんか等)泥酔又は著

しい不行跡によって負傷、疾

病にかかったときも全部、又

は一部を給付しないことがあ

ります。

不正行為のあった場合も、

その分は不正利得として徴収

の対象となります。

尚第三者による傷害をうけ

たときは世帯主が届出なけれ

ばならないことになっていま

すので、以上を充分ご理解の

上適正な受診して下さい。

国民年金未加入者の方へお知らせ

明治四十四年四月二日以後に生

まれた方で夫が勤務先で社会保険

に加入している方の妻を除いて全

ての方は国民年金に加入してい

もはまだ未加入の方は早目に加

入しないと将来多きな不利益を受

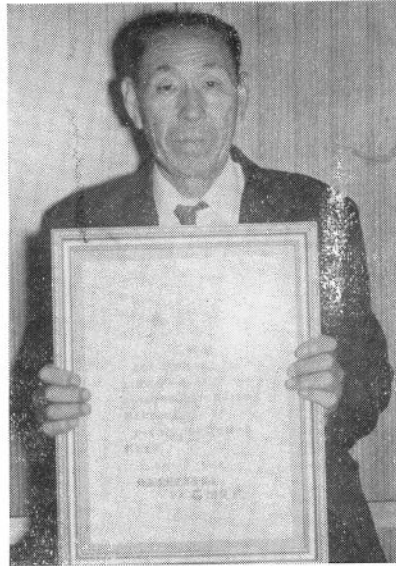
けますので役場国民年金係に申し

出て下さい。

瓜田健三氏表彰される

鹿部村第二区 国民年金協力員
瓜田健三氏は十一月十日札幌市、
グランドホテルで開催の昭和四十
二年度国民年金優良団体表彰式で
北海道国民年金協会会長より表彰さ

れました。
(三十八年四月一日より引き続き
現在にいたるまでの間の保険料の
集金、区内への通知等成績顕著に
よる。)



〔表彰状を手にした瓜田氏〕

社会のきまわりを守ろう

最近、法の秩序を無視して直接
行動に訴える暴力行為が統廃する
傾向にありますが、暴力はその原
因や理由、その態様のいかんを問
わず、平和と民主主義を破壊する
ものであります。

道民一人一人が、法律に従う精
神に徹するとともに、他人に迷惑
をかけない風潮をつくるため、道
民運動を展開するものですので、
この運動の主旨を御理解の上、御
協力下さるようお願いいたしま
す。

1 期日 昭和四十二年十一月一
日より十一月三十日
まで
2 実施事項

- (1) 暴力追放の意欲の高揚をは
かり連帯感を強めて、あら
ゆる社会生活を乱す暴力、
特に次のような行為の排除
に御協力下さい。
 - (イ) 行列の割りこみ行為。
 - (ロ) 婦女子に対するいやがら
せや、通行人、入場者、
乗客等に対する乱暴、脅
迫等の粗暴行為。
 - (ハ) 押売り、不当な客引等の
行為。
 - (ニ) 遊技場等における景品な
どの不当な売買行為。
 - (ホ) 青少年保護法を守り、その
健全な育成保護指導を行な
うため、青少年補
- (イ) 導員、学校、PTA等は次
の行為の排除につとめて下
さい。
 - (ロ) 未成年者に酒、煙草をの
ませないようにする。
 - (ハ) 青少年者に成人向映画及
深夜興業あるいは遊技場
等に入場させないこと。
 - (ニ) 青少年者をその心身に有害
な影響を与える恐れのある
場所に働かせないよう
にすること。
 - (ホ) 青少年者に深夜外出させな
いようにする。
 - (ヘ) 困地域ごとに不良グループ
の掃討につとめましよう

第十九回 人権週間にあたって

世界人権宣言は十九年前の一
九四八年(昭和二十三年)十二月十
日の第三回国際連合総会において
採択され、ただちに広く世界に公
布されました。

この宣言はまず世界における自
由、正義、平和の基礎は世界のす
べての人の生まれながらにして

つ尊厳を侵されることのない権利
とを承認することにあることを強
調し、その上立つて世界の国
々、各機関及び各個人が尊重すべ
き基本的権利、自由を示し、そし

てこれはすべての国及び人の達成
すべき共通の基準であると宣言し
たものです。

国際連合は世界人権宣言の採択
された十二月十日を「人権デー」
と定め行事が盛大に行なわれま
す。

わが国においても、例年十二月
四日から「人権デー」の十日まで
を人権週間として、世界人権宣言
の趣旨にのっとり、人権意識の高
揚をはかるため、法務省及び全国
人権擁護委員連合会が主催して、

関係各機関、団体等の協力のもと
に全国的に各種の行事を行なつて
います。

過去十八回の「人権週間」行事
等を通じて国民の人権意識は次第
に高まってきていますが人権侵害
の事例は近年公害、交通災害等の
新しい問題の増大が目されるほ
か、従来から見られる事例もなお
依然としてその跡を絶ず、法務省

(人権擁護局)及びその下部機関
であります法務局、地方法務局並
びに全国の人権擁護委員が取り扱
った人権侵害事件は、ここ数年七
千件台でありましたが、昨年は八

千件を大幅に越え、その内容は侵
犯事実の認められる事件が増加し
ています。またこれら人権擁護機
関の取り扱った人権に関する相談
件数は近年益々増加する勢いにあ
り、間もなく年間二十万件の多き
に達しようとしています。

このような現状にかんがみ、人
権意識をさらに高め、人権侵害の
絶無を期するため、本年度の第十
九回「人権週間」(十二月四日か
ら十二月十日まで)においては全
国市町村にあっては人権擁護思想
の普及と人権侵犯の救済とに多大
の役割を果してきている人権擁護

委員制度及び裁判を受ける権利を
実質的に保証するため設けられた
法律扶助制度の各周知徹底をはか
るとともに、とくに「生命、身体
の尊重」に重点を置いて人権思想
の啓発に努めることとし、全国各
地で人権デーの集い、講演会、座
談会等を開催するのをはじめとし
て、特設相談所の開設、報道機関
による啓発、その他人権意識を高
揚するにふさわしい行事を数多く
行なおうとするものです。

住民基本台帳法が

十一月十日より施行されました

この法律は、今までの住民登録法を全面的に改正し各種の届出がまちまちであったが、一つの届出でこと足りるようになりました。

住民の皆さんは同一の事由に關しては一通の届書を提出しさえすれば他の届書を提出する煩わしさから解放されるばかりでなく、住民登録はしたけど選挙人名簿への登録の申出をしなかったため、選挙権を行使することができなかつたという事態も生じなくなつたのです。

また新しく村民となつた人が一つの窓口（民生課）に転入届をするのと住民基本台帳に登録され、同時に米穀配給登録もでき、国民健康保険や国民年金の被保険者であれば国民健康保険被保険者証（保険証）の交付を受け国民年金手帳の記載事項変更手続も一挙に完了するという制度がとられました。

今回の制度の改善に伴ないあらたに転出制度ができましたので村外に転出する際は必ず役場においてになり転出予定先、転出予定年月日を申し出して転出証明書の交付を受けて行き先の市町村に届出なければなりません。

これを怠るとあなた自身が不利益を生じることになります。

又新住所に行つてから十四日以内に届出をしないと過料に処せられることもありますので御注意下さい。

「転入の場合」

- ◇ 転出証明書 ◇ 選挙人名簿
- ◇ 登録証明書 ◇ 国民健康保険被保険者証（国保加入世帯の一部転入者のみ）

（国保加入世帯の転入者は当役場で交付）

- ◇ 国民年金手帳及び年金証書
- ◇ 国民健康保険被保険者証

（国保加入者のみ）

- ◇ 国民年金手帳及び年金証書
- ◇ 印鑑

（国年加入者及び年金受給者のみ）

- ◇ 印鑑
- ◇ 印鑑

秋の全道火災

予防運動の結果

〃 出火件数、焼死者数ともに

昨年同期を上回る〃

秋の全道火災予防運動が十月十五日から、三十一日までの十七日間にわたつて、道民を火災から守る運動を展開して来ましたがこの結果が、次のようにまとまりました。

秋の火災予防運動期間中の火災発生状況（全道分）

前年対比増減	41年	42年	区分						
			計	建物	林野	船舶	車輛	その他	
21	104	128							
14	94	108							
2	—	2							
△ 3	4	1							
—	5	5							
11	1	12							
5	2	7					死者	死傷者数	
2	16	18					傷者		
43	83	126					り災世帯数	り災者数	
88	359	447					り災者数		
									備考

秋のこの運動では、「クツという

っかりクを開放し、火災をなくしよう。」をスローガンとして、道民の防火思想の普及、啓蒙を図つて来ましたが、十月中旬に全道的に襲つた冷えこみの影響から、消防機関をはじめ、関係者の努力にもかかわらず、このような結果になったものと思われま

又、全道においては、焼死者を

ともなう火災が多く発生し、すでに、昨年を上回る九十八人もの尊い人命が失なわれております。これらの死者のほとんどが、一般家庭に発生しているものです。このようなことから、道民一人一人の「火」に対する自覚が大切です。

このことから次の事項を励行しましょう。

- ◇ 外出前、就寝前の火の元点検
- ◇ たばこの投げ捨てと、寝たばこの防止
- ◇ プロパンガス設備の安全使用
- ◇ 老人、幼児、子供、病人等の居室、寝室の安全確保
- ◇ 一家庭、一消火器の設置
- ◇ 非常口避難設備の確保

インフルエンザの

予防を

わたしたちが、いちばんかかりやすい病氣は、「カゼ」だといわれています。いったん流行するとものすごい勢いでひろがります。ことわざにもあるように「かぜは万病のもと」といわれ、肺炎、気管支炎などの余病を併発し、日常生活に大きな障害をもたらすこともあります。

「かぜ」は、ビールスという、細菌よりずっと小さい病原体が、鼻やのど、気管の粘膜に感染し、からだの抵抗力の弱ったときにつけこんであばれだし、病氣をおこすこととなります。

普通の「かぜ」の場合は、さむけ、くしゃみ、せき、鼻汁、のどの痛み、発熱などの局所的な症状があらわれますが、「インフルエンザ」の場合は、もっとたちが悪く、高い熱、頭痛、筋肉や関節の痛み、倦怠感、食欲不振などの全身的症状が強くなります。

そこで「インフルエンザ」の予防としては、次の点に十分気を付けましょう。

一、予防接種を受けておきましょう。

ワクチンによって免疫体をつくり、それによって感染を予防したり、病気を軽くすませるため、抵抗力をつけることがいちばん良い手段です。

予防接種については、毎年、流行期前の十月から十二月にかけて、国の特別対策として小、中学校、幼稚園、保育所を対象に、実施することになっていきますので、その際は必ず予防接種を受けましょう。

二、冷水、乾布まさつをして皮膚を鍛え、抵抗力をつけておきましょう。

三、温度の変化に気をつけましょう。

四、汗のあとしまつをしておきましょう。

運動をしたあとなど汗が蒸発し、からだの熱がうばわれます。このようなときに「かぜ」をひく

もとになります。五、湯ざめ、うたたねに用心しましょう。

入浴したあと、一〜二時間たってからが、いちばんからだの冷えるときですから、十分注意しましょう。

六、うがいをしてきましょう。うがいは、のどについたビールスや細菌を洗いおとすのに役立ちます。

七、生活はいつも規則正しく不摂制をしないようにしましょう。

八、十分な栄養をとりましょう。栄養の不足やかたよりは「かぜ」に対する抵抗力を弱めます。

冬は野菜が不足しがちですから、ビタミン不足になりやすく、できるだけ野菜やくだものをとりましょう。

九、インフルエンザの流行しているときは、不必要な外出をさげましょう。

(衛生部保健予防課)

熱を逃がさない、冷い風を入れない
ちよっとのくふうで住いを暖かく



酒は百薬の長……
酒は百薬の長……
酒は百薬の長……
酒は百薬の長……
酒は百薬の長……
酒は百薬の長……
酒は百薬の長……
酒は百薬の長……
酒は百薬の長……
酒は百薬の長……

酒の消費量

渡島税務署でまとめた資料によりますと、昨年一年間に皆さんが飲んだお酒の量は、清酒七十六ℓ、合成清酒一ℓ、しょうちゆう二十七ℓ、ビール七十八ℓ、ブドウ酒類二ℓ、ウイスキー、その他五ℓとなっていました。むかし言われていました「一升瓶」詰になおしますと約一〇五四本となり、十屯貨車に積んで運ぶと約三十八輛の貨車を必要とします。飲まれた量全部を「清酒二級」と仮りにしますと、税金では基準税率八五八〇円です。納めた税金は一六二一六千円くらいとなります。

すすんで漁業共済の加入を

中小漁業者が、凶漁や不測の事態、または不慮の事故などによって受ける損失を補い、中小漁業者による漁業再生産の阻害を防止し漁業経営の安定をはかるため、漁業共済の制度があります。

この制度は、昭和二十九年十月から実施されており、漁業者であれば誰でも任意に加入することができます。

この制度には、掛金の高率、加入条件の制約、共済限度額の低率などの問題があります。

この制度をより発展させるため、国に対し、これらの改善について要請してきた結果、明年一月以降つぎのような改正が行なわれることになりました。

■国が再保険の措置をとる

漁獲共済は、四十三年一月から養殖共済は四十三年四月から、それぞれ再保険の措置がとられることになり、漁業災害が起きた場合の支払いや、共済金に対する不安が解消されます。

■漁業共済の限度額が引きあげられたこと

基準となる漁獲金額の計算方法が、魚価の値あがりを見込むように改められるほか、現在の限度額率が、それぞれ約十%引きあげられます。

■純共済掛金率が引きあげること

共済限度額の引きあげなどによって純共済掛金率が改められ、それに対する国庫補助率が全数加入の場合にかぎり、その一部について引きあげられます。

道は従来から漁業共済への加入を促進するため、毎年、漁業共済加入奨励補助金を助成してきていますので、漁業者のみならず、この制度を理解され、積極的に漁業共済に加入し、漁業経営上の不安を一掃しましょう。

なお、くわしくは、もよりの共済組合支所、支庁水産課、または共済組合本所、道庁水産部へお問い合わせください。

踏切では安全を確かめて

昨年、道内で一三九件の踏切事故がおき、このため一五六人が死亡したり、けがをしたりしています。

踏切での事故は、他の交通事故に比べ死傷率が非常に高く、しかも列車事故という大きな惨事につながる危険もあります。

この恐ろしい踏切事故の多くは、車の運転者が安全確認を怠ったというちよっとした不注意やゆだんによっておきています。踏切を渡る時は必ずいったん停止して列車の進入のあるなしを確かめましょう。

見通しの悪い踏切は特に注意が必要で、

また、車がもし踏切内でエンストしたときには、ただちに列車を停止させる手配をしてください。列車に危険を知らせるには、発煙

踏切では安全を確かめて

踏切では安全を確かめて

踏切では安全を確かめて

踏切では安全を確かめて

筒や赤旗などを列車に向って大きく振りましよう。こんなときのため車に発煙筒を備えておきましよう。

また、歩行者も踏切では十分注意をはらい、警報が鳴っているのに渡るとうったことのないようにしましよう。

特に、列車の通過後の横断も危険です。

反対側からの列車がないか十分確かめてから渡りましよう。

(道警本部総務課)

歳末たすけあい

協力ましよう

ことしも十二月一日から「道民歳末たすけあい運動」がはじまります。

この運動は、わたくしたちの身のまわりにいる気の毒な方々や生活に困っている家庭に、みんなであたたかい愛の手を差しのべようとするものです。

この運動で共同募金会によせられた義援金は、福祉施設のお年寄りや、恵まれないこともたち、病院の長期療養者、生活に困っている家庭に配分され、恵まれない方々の大きなはげましになります。

また、この運動の期間中には、町内や部落を単位として、衣料、食料、燃料などの「物品もち寄り運動」をおこない、生活に困っている家庭に届けるほか、老人や病氣療養中の人などを慰問激励したり、健康相談や心配ごとの相談などもおこなわれます。

なお、義援金は、もよりの各郵便局、NHK、各報道機関、市町村の共同募金会で受け付けます。

交通安全運動ポスター募集要項

一、主催

交通安全道民運動推進委員会
読売新聞北海道支社

一、後援

北海道、北海道教育委員会
北海道警察本部

一、趣旨

道内では、年々交通事故増加の傾向が目立ってきましたが事故の多くは、スピードの北海道をつくり痛ましい交通事故の被害者を無くするため、道内の児童生徒を対象に、交通安全運動のポスターの募集を行ないます。

一、募集要項

◆課題

交通安全事故防止をうたったもの

◆応募資格

道内小学校、中学校、高等

一、規格

学校生徒
大きさは五十三cm×三十八cm以内のもの。縦、横自由えのく、クレーン、そのほか四色を厳守のこと。ただし色は自由

◆応募点数

制限なし(自作未発表作品)

◆締め切り期日

昭和四十二年十二月二十日

◆入選発表

昭和四十三年二月上旬
読売新聞紙上

◆応募規定

◆応募作品の裏面に学校の住所、学校名、学年、氏名を明記
◆応募作品は返却しません
◆入選作品の版權は、主催者

◆送付先

札幌市北三条西七丁目
「社会福祉会館内 交通安全道民運動推進委員会」
札幌市南三条西一丁目
「読売新聞北海道支社内 交通安全ポスター募集係」

一、審査員

北海道知事 町村金五
北海道教育長 岡村正吉
北海道警察 橋崎健次郎
交通部 長 高田富与
交通安全道民 運動推進委員 会 長 栗谷川健一
日本宣伝美術 中央委員 渡辺文太郎

◆協力学校賞

「各部とも」二校(記念品賞状)

◆賞

◆最優秀作品は四十三年度の交通安全道民運動ポスターに採用します。

◆表彰

(各部とも) 一等一人
二等一人、三等一人
佳作五人

副賞 北海道知事賞、北海道教育委員長賞、北海道警察本部長賞、交通安全道民運動推進委員会賞、読売新聞社賞(そのほか入選者全員に記念品、読売新聞賞状)

戸籍の窓口

昭和四十二年十月五日 届出(通知)
昭和四十二年十二月二日 現 在

おめでとーいさいます

渡辺 恵理	又々は得
三國 武志	政 津
佐藤 恵子	幸 一
高田 美代子	幸 吉
三浦 秀幸	一 雄
平井 幸子	幸 徳

高本 信利
山上 尚美
川口 幸子

新一 吉広
昌昭 吉田サダ

おくやみ申し上げます
死亡日 字名 12・1
本別

行事予定

本別研修所(午前中)
函バス広場(午後より)

道夫一家 工藤恒美

